飯田市市長措置請求書

飯田市長に関する措置請求の要旨

１．請求の要旨

飯田市長牧野光朗から、平成29年2月2月1日付けで、設計業務委託契約の解除通知が内容証明で送られてきた。

その設計業務委託契約は、平成28年度特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務委託（証拠１）であって、当社株式会社章設計との間で締結されたものである。

契約解除通知（証拠２）には、解除の理由として、「一、契約期間内に成果品の提出が無い。一、違約金を支払え」とされている。

契約期間内に成果品の提出が無いとされた事に対し、当社は契約期間内として、遠山地域計画課長に成果品を提出し受理されている。

違約金の支払いについては、その理由が無い。

契約期限工期は平成29年1月27日であるが、契約解除の通知は平成29年2月1日であって、すでに契約期限工期は終了している。

設計業務委託契約の解除について、「契約書第37条第1項第2号の規定に基づき契約を解除します」とあるが、契約書第37条第1項第2号は違約金の支払いについて記されており、契約解除の理由である「契約期限内に成果品の提出が無い」については記されていない。

以上により、当社は“契約が解除された”とする正当な理由が無いと判断した。また、設計業務委託契約書に記されていない条項を契約解除理由とし、契約解除を迫るのは、偽装された契約解除と見なし、偽計業務妨害にあたると考えている。

契約書第26条2項に、「10日以内に業務完了検査を完了し、結果を受注者に通知しなければならない」と記されているが、成果品を提出してから10日以上経過しても通知が無い事から、平成29年3月25日付けで契約書に基づく業務委託料金9,558,000円を請求したが、未だに支払いが成されていない。

２．請求の詳細

１）牧野光朗飯田市長からの不当な請求について

・飯田信用金庫上飯田支店長から「違約金を飯田信用金庫が飯田市へ支払えば、章設計にその請求をする」と伝えられた。
当該契約書の保証人は飯田信用金庫上飯田支店である。
契約書には、金銭保証人が付す保証　金 955,800 円と明記されている。（証拠１）
飯田信用金庫上飯田支店長は、「牧野市長から森山理事長に電話が入り、保証金を支払えと催促されている」と話された。
当社は、牧野光朗市長による契約解除通知は不当である旨を飯田信用金庫上飯田支店長に平成 29 年 2 月 2 日に伝えている。

・牧野光朗飯田市長から違約金を支払えとする通知（証拠３）が届く。
平成 30 年 4 月 6 日付けで「設計業務委託契約書の解除に係る違約金の支払いについて」として、違約金 955,800 円を平成 30 年 5 月 1 日までに支払えとされている。
当社は不当な契約解除としてその通知には何ら対処はせず、設計料の請求しかしていない。
仮に、牧野市長が言う契約解除を履行するのであれば、それは保証人である飯田信用金庫上飯田支店に対して請求するものであると考える。
飯田信用金庫が、当該契約の保証人であるとする保証人届けは飯田市に提出しており、飯田市は契約保証書預り証（証拠４）を平成 28 年 9 月 13 日付けで交付されている。

・章設計の飯田市入札物件に於ける指名を停止するという旨の通知が来た。
指名停止の理由は、「違約金の支払いが期限内に無い」と記されているが、当社は、上記２の理由により違約金の支払いは発生していない。

以上の不当な請求について、その事実を認めると供に、陳謝される事を請求する。
陳謝される手段として、当社まで文書を持参し直接の謝罪を要求すること、とともに、飯田市のホームページに掲載すること、議会ホームページに掲載すること、信濃毎日新聞ならびに南信州新聞に陳謝文を掲載することを要求する。

2）飯田市職員が行った不当行為について明らかにせよ

特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務を遂行するに当たり、多くの業務妨害を受けてきた。

・基盤測量図データの未提供

地盤調査（ボーリング調査）を行う事は契約業務に含まれている。

ボーリング機器の設置においては、現地調査と基盤測量図により決定するものと指示されていた。

基盤測量は飯田市で行っているとして、基盤測量データの提供をすると伝えられていたが、再三のお願いにも返答が無く、基盤測量データが一向に渡されなかった。

基盤測量データが渡されたのは、平成 28 年 12 月 6 日であったが、9 日に「12 月 2 日の通知及び指示について承諾しなければ許可出来ない」とメールが届く。（証拠５）

平成 29 年 1 月 20 日、平井監督員にボーリング調査の実施を伝えるが、「原長寿支援課長の了解が取れていないので原長寿支援課長の指示に従ってくれ」と指示されている。

平成 29 年 1 月 26 日にボーリング調査機器を設置したが、原章長寿支援課長と平井監督員が現場において「許可していないから撤去せよ」とされ地盤調査の中止が余儀なくされた。その結果、調査報告が成果品に間に合わなかった。

・基本設計図の作成を拒否された。

平成 28 年 10 月 6 日、飯田荘において最初の打合せが行われた。その会議において、基本設計図の作成と鉄骨造を木造に変更するとした事（証拠６）が決められたが、翌 7 日、平井監督員から「西沢構造設計事務所が鉄骨造で出来ると言っているので元通り鉄骨造にせよ。飯田市が提供した基本設計図通りの平面図にせよ」と電話が入る。

鉄骨造で出来ないとした西沢構造設計事務所の見解は 6 日の打ち合わせ時に説明している。（証拠７）

昨日の打合せ通りに基本設計図をまとめさせていただきたいとお願いしたが、「実施設計を依頼しているのだから契約に反する」と答えられた。

10 月 9 日、木村係長から「鉄骨造で出来ると西沢構造設計事務所が言っている。鉄骨造に戻せ、実施設計の依頼をしている。市の提供した設計図通りに設計せよ」「飯田荘はこの計画に口出しは出来ない」と電話が入る。

西沢構造設設計事務所は、10 月 7 日の早朝、平井監督員と木村係長から呼び出され、鉄骨造で出来ない旨の説明をしている。（証拠７）

その時、10 月 18 日に地域計画課長に基本設計計画案を説明したいと返答する。

・原長寿支援課長と地域計画課長に基本設計の説明（証拠８）をするも、説明が拒否された。
10 月 19 日、飯田市役所内で基本設計の説明を行おうとしたが、原長寿支援課長から、「市の計画図通り設計を進めろ」と言われ、長寿支援課の係長から「何で飯田市の指示に従わないのか」と二度も恫喝されている。
飯田荘との三者打合せで基本設計図を作成する事は了解の上だと伝えたが、平井監督員はその件を遠山課長に伝えていなかった。（証拠６）
説明を始めたが、飯田市側は基本設計図を見ようとせずして、「契約書第 18 条にそって提案を文書にして飯田市長宛に提出せよ」と遠山地域計画課長から指示された。

・平成 28 年 10 月 21 日、基本設計図と提案書（証拠 10）を提出したところ、平成 28 年 10 月 28 日、市の計画通り実施設計を進めろとの通知（証拠 11）が来た。
「ボーリング調査について変更は認めるものの、他全ては発注者からの回答通り設計せよ。」との指示で、その通り設計するという承諾書を提出せよとあった。

・平成 28 年 11 月 15 日付けで、牧野光朗飯田市長と木下克志議会議長宛に陳情書（証拠９）を提出するが、平成 28 年 12 月 2 日付けで、平成 28 年 10 月 28 日付けの通知と同じ内容の物（証拠 11）が届けられた。
陳情書の提出において、木下悦夫建設部長と寺澤保義健康福祉部長とで聞き取りを行っていただいたが、市の計画書のうち平面図は地域計画課の職員が作成していない事が判明した。
木下建設部長が当社を訪れ、「飯田荘に事情を聞こうとしたが、手が回っており何も話さない」「平井に誰が書いたのか聞いたが黙っているだけで何も言わない」と発言された。その事は、木村係長が言う「飯田荘は関係ない」とのことと関連していると思われる。また、原長寿支援課長は飯田荘との打ち合わせにおいて、「橋北まちづくり委員会が確認している案で地元の了解を得てきた案だ」「社協の理事がこの基本設計を了承しているので変更出来ない」と話されているが、平井監督員はこの席においても自分が書いたと言っていない。
当社で作成した基本設計図は、平成 28 年 10 月 21 日の地域計画課長との説明の前に飯田荘の中村所長に届けて受け取っていただいたが、10 月 23 日、郵送において返却されている。
木下建設部長は聞き取りの時に、地域計画課の職員が書いていないのが判明した事を受け調査をしたと思うが、誰が書いたのか調査をしていただきたい。

・木下建設部長が平成 28 年 12 月 28 日に当社を訪れ、「鉄骨造を止めて木造にしてください」「敷地のバリアフリーも提案通り平らにしてください。北側に擁壁を設けて敷地を広くすることも認めます」「設計工期は章設計さんの都合でいつになっても構わない」と言われました。
その後、一つだけ条件を聞いて欲しいと懇願されました。
「平面図についてだが、おかしいところは直して良いが、居室だけは市の計画通り相向かいの部屋にして欲しい。それが飯田荘の要望でもある」と言われました。（熊谷泰人議員同室）
飯田荘との打合せで決めた事（証拠６）は、居室を全て東に向け、日が差し込む部屋とすることで了解を得ている。鉄骨造を木造とする件は、飯田荘と打合せをしていない。
木下建設部長へは、「間取りについては平井監督員と飯田荘との三者で打合せをさせていただきたい」と返答している。
木下建設部長は、章設計に対して上記の様な条件を伝えたが、その条件を伝えることにどのような理由があったのか調査をお願いしたい。当社はその話しを受けて木造として設計を進めました。（証拠 14）

・飯田市長へ提出した陳情書への返答がまだ成されていない。
平成 28 年 11 月 15 日付けで牧野市長に陳情書を提出し、その聞き取りは行っていただいたが、陳情書に対する回答を受け取っていない。
回答が成されない中での木下建設部長の交渉事は、不正行為の隠蔽を目的として及んだものと推察される。（証拠 12）

・平成 29 年 1 月 25 日に平井監督員からメールが入る。
メールには、「成果品の提出について打合せをしたい」と書かれていたので即電話を入れたが帰られていて連絡が付かなかった。翌日の 26 日にも電話を入れたが“留守”と言われている。その為、夕方メールにて返信している。（証拠 13）
1 月 25 日の午後 5 時過ぎにメール連絡をされたのはどの様な理由なのか、翌日も“留守”だったのは何故か説明を受けたい。

・地盤調査（ボーリング調査）の妨害を受ける。
平成 29 年 1 月 27 日、ボーリング調査を依頼した斉藤工業株式会社は現場においてボーリング調査機器を設置したが、原章長寿支援課長と平井監督員が現場に来て、「許可していない。撤去せよ」と発言され、やむなく調査を断念している。（証拠 15）

斉藤工業は当社の下請けで当社の指示において調査を行うとしていた。原章長寿支援課長には、これを中止させる権限は無いと考える。
どのような理由においてこの様な行為をしたのか、また、平井監督員は二日前の 25 日に成果品の提出について打合せをしたいとされているが、その様な状況において地盤調査を中止させた行為は何を目的としていたのか、平井監督員の説明を調査していただきたい。
1 月 27 日も平井監督員に電話を数回入れているが、それには答えず現場においての不適切な行為をした二人は、章設計に対して威力業務妨害をしたと考えている。

・平成 29 年 1 月 30 日午後 5 時過ぎに、寺澤保義健康福祉部長と原章長寿支援課長が当会社に見えられ、「1 月 27 日の契約工期までに成果品の提出が無い事を認めろ」と言われたが、この二人が当社に来てこの様な発言をしたのはどういうことなのか。
牧野市長の代理かと聞いても返答はされていない。飯田荘の件は木下建設部長が当社との窓口になって設計条件を伝えられていると説明し、木下建設部長の同行もなくその様な発言をされる真意は何かと聞いたが返答されなかった。
平井監督員及び、木村係長が当社に対して数々の妨害をしているが、原長寿支援課長の指示で行ったのでは無いかと聞くと、「自分は何も指示していない」と答えられた。
平井監督員も木村係長も地域計画課の職員である。では、原章長寿支援課長が何も指示していないとすれば、ボーリング調査機器の撤去を伝えるために平井監督員を同行させたのはどのような理由からなのか説明を受けたい。併せて、基盤測量データを原章長寿支援課長の許可無くして渡せないとした平井監督員は、原章長寿支援課長からその様な指示が出ていたのではないのかと考えるが、原章長寿支援課長は何も指示していないと答えている。この食い違いに対して二人からの説明を受けたい。
1 月 25 日の平井監督員のメール及び、この二人の言動から、工期内に成果品の提出が無い事を理由に、契約不履行を発生させるための数々の妨害行為だと判断し、悪質な犯罪行為だとせざるを得ない。

・平成 29 年 2 月 1 日、木下建設部長と遠山地域計画課長が来社され、「もう間に入れない」と発言されている。その行為と発言は何を意味していたのか明らかにされたい。

・平成 29 年 2 月 2 日午後 5 時に、遠山地域計画課長が斉藤工業株式会社へ電話を入れ、「ボーリング調査を中止せよ」と恫喝したと聞くが、事実であるか。

・平成 29 年 2 月 3 日、地域計画課へ出向き遠山地域計画課長に成果品を渡して受理していただいたが、その席で、牧野市長の官製談合を告発しない代わりに、飯田荘の設計を平井監督員、飯田荘との三者で進めさせていただきたいと牧野市長へ伝えていただきたいとお願いしている。
遠山地域計画課長からは「責任持って伝える」と返答を頂いているが、間違いなく伝えていただいたのか確認していただきたい。

・平成 29 年 2 月 28 日、飯田市財政課に飯田荘設計料の請求書（証拠 16）を持参した。
財政課は原章長寿支援課長に連絡され、遠山地域計画課長とともに請求書を受け取っていただいた。その時、「全額は払えないかも知れないが」との発言が有りましたが、その根拠は何で有るのか説明されたい。

・平成 29 年 3 月 9 日付けで「しゅん工（完了）検査結果通知書」（証拠 17）が送られてきた。
検査結果として「成果品として認めることが出来ない」と有り、その理由として「市で指示した基本設計説明書に基づいた設計が成されていない事と、求めた図書の提出が無い」ためとされている。
先に述べたとおり、木下建設部長からは、当社の提案を受けて「工期に制限されず設計をせよ」と指示されている。居室の向きに関しては飯田荘と打合せをさせてくださいとお願いをしている経過もあり到底受け入れられない内容の通知である。また、契約書において、「しゅん工検査は成果品提出後の 10 日以内」とされているため、この通知書は無効と判断出来る。
請求書を提出したときに「全額は払えない」と発言していることを鑑みれば、請求書は“受け取った”として判断出来ることで、契約書による不履行の検査結果通知書において支払いを拒否することは不当と考える。

以上が職員の不当行為であるが、これらの行為は一貫して章設計の設計業務を阻むためと考えられる。
数々の業務妨害や、直接的な虚偽発言は、公務員として、自治法に抵触するどころか刑事訴訟法にも抵触する犯罪と思しき行為が含まれている。
この様な行為が職員の一存として実行出来るはずはなく、それは理事者の判断と指示無くして実行出来る事では無いと考えられる。

これらの不当行為をなぜ行わなければならなかったのかとすれば、その根拠として、飯田市地域計画課に長年続いてきた長野県建築士事務所協会飯伊支部、現飯伊建築設計監理協会との官製談合という犯罪が存在しているからである

3）地域計画課と飯伊建築設計監理協会の官製談合による飯田市の損害

飯田市発注の設計業務において、飯伊建築設計監理協会で行われてきた談合は、競争入札における競争原理が働かないために、不当に高額な金額が費やされてきている。

一つには、地域計画課が設計料を3.5%として決め、設計事務所にその事業費を教えてきたことにある。長年の慣例になっているため、現状は公開される事業費を基に、3.5%を乗じれば落札価格が想定出来るようになっている。また、各設計事務所と親しい地域計画課の職員が、事前に落札価格を漏らすという行為も存在している。

・設計料3.5%の理由

昭和の終わり頃までは、設計・監理が併せて発注されてきた。飯田市の予算に不満は無く、談合も業界内だけで秘密裏に行われてきている。

その頃から綿半ホールディングス（当時綿半鋼機）は、地域計画課（当時建築課）に直接営業をして商品の売り込み（指定）をする様になって来た。

綿半は鈴木建築設計事務所と利害関係があり、鈴木建築設計事務所が設計する飯田市の建築物には問題なく綿半の商品が使えるが、他の設計事務所が設計する場合は、思う様に使ってくれないという現状が出てきた。

地域計画課はその事により、監理を設計業務から切り離し、地域計画課が現場監理をすることにおいて、綿半の商品が問題なく使える様にしてきた。

当時、飯田市発注の設計管理費は3.5%から４%以内で決められていた。

監理が切り離されても、設計料だけで3.5%なら十分な設計料となることから、建築設計事務所協会飯伊支部はそれに従って来たわけである。

・特別養護老人ホーム飯田荘と、同時に行われた上郷公民館の入札経過書に見られる、設計料3.5%と談合の証拠

特別養護老人ホーム飯田荘建設に係る実施設計業務委託（証拠18）

予定価格は、消費税込みの25,131,600円である。消費税を除けば、23,270,000円となる。

特別養護老人ホーム飯田荘の建設工事費は6億2千万円なので、3.5%を乗じれば、21,700,000円、ボーリング調査は2箇所５ｍで約1,000,000円、既存

取り壊し工事費は約1億円だが、これは設計書（見積書）の作成だけであるため800,000円で、計23,500,000円となる。
※建設費6億2千万円の内、2千万円は、厨房器機の予算であって、この設計は地域計画課が行うとして後日知らされている。

・談合が行われたとする状況証拠
第1回の入札において、鈴木建築設計事務所が、22,800,000円で予定価格を470,000円下回って応札している事にある。
鈴木建築設計事務所に次ぐ入札金額は、飯田市の予定価格23,270,000円を下回った応札者が誰もいないと言うことに注目すれば、予定価格を事前に知っていたことが伺える。
鈴木建築設計事務所が、第1回目で予定価格を下回る金額で応札したことは、藤本建築設計事務所への懸念である。
飯伊建築設計監理協会での“協定”を破り、抜け駆けで直接営業したことがその懸念を抱かせているのである。

・上郷公民館新築実施設計業務の設計委託業務入札経過書に見られる、設計料3.5%と談合の証拠（証拠19）
予定価格は、消費税込みの31,017,600円である。消費税を除けば、28,720,000円となる。
上郷公民館の建設工事費は8億円で、3.5%を乗じれば、28,000,000円となる。
ここでは2回の入札が行われ、入札に於ける落札者がいないとして、2回目の最低価格応札者が見積入札を行い、1回目の見積入札で落札している。
第1回も2回も、最低入札者は(株)エフエムディー設計である。二回の応札をしているが、2回目の入札金額が29,000,000万円という、切りの良い数字になっていることと、見積において、予定価格から僅か2万円差の28,700,000円の金額は、予定価格を事前に知っていた可能性がある。

この二件の入札において違いがあるのは、入札参加者である。
環境プランニング、藤本建築設計事務所、(株)章設計は、特別養護老人ホーム飯田荘の入札にだけ指名されています。
1千万円を境に内規を決めているのを基準とするならば、1.5点の枠で、上郷公民館の入札にも指名されていなければならないと考えます。
1.5点の枠でなければ、1.5点と2.0点の振り分けの内規が別に存在していると言うことに成ります。

・特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務の再入札について
特に問題なのは、章設計との契約解除の実行（違約金の支払い）が成されていない状況で、特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務の再入札を実施したことである。
この事は、章設計との契約解除が無効となった場合、飯田市において多額な損害が発生することが考えられます。また、この入札に談合などの違法行為が有った場合は、公正取引に係る独占禁止法や刑事訴訟法に抵触する恐れがあります。

・特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務の再入札経歴書（証拠 20）
入札の日時は、平成 29 年 4 月 4 日、落札予定価格は、24,084,000 円、消費税を除けば、22,300,000 円です。
前回の予定価格より、970,000 円安くなっています。
この 970,000 円は、斉藤工業が行ったボーリング費用で、飯田市は、章設計の下請けで有る斉藤工業の地盤調査（ボーリング調査）を二度に渡って妨害しているが、地盤調査は当社の指示において実行され、調査報告書（証拠 21）は当社に提出されている。併せて、請求書も受けている。
地盤調査は従前通り二箇所の調査箇所とされ、地盤調査会社の指名競争入札が行われ、斉藤工業が落札している。
斉藤工業は、「章設計に提出してあるボーリングデータを使用したい」と申し出たが、「同じ場所で調査せよ」と指示されている。
その地盤調査報告書は、鈴木建築設計事務所の下請けである西沢構造設計事務所に渡されているが、西沢構造設計事務所は、章設計が有するデータと同じ物と判断された。
章設計への契約解除が無効となれば、章設計は斉藤工業に支払いを行う。

・入札指名における疑念
再入札において、環境プランニング、藤本建築設計事務所、(株)章設計の三者が指名されていない。
特に、環境プランニング、藤本建築設計事務所は指名されない理由は無いものと考えられる。
前回と再入札においては何も条件が変わっていないため、前回の指名基準が 1.5 点であるならば、この二者が指名されていなければならない。
ここに市民が納得する理由が無ければ、前回の指名基準に不正が有ったと証明されることに成る。

・入札結果における疑念

鈴木建築設計事務所が１回目の応札において、20,850,000 円で落札している。当初の入札において予定価格を下回る入札を行ったのも鈴木建築設計事務所であること。

再入札も、１回目で鈴木建築設計事務所が落札している事は、鈴木建築設計事務所が落札するとして談合が行われた可能性が有る。

他の入札者全員が予定価格に近い金額で応札しているが、前回の予定価格は 23,270,000 円と公表されているため、条件が同じであれば、23,270,000 円を想定した金額とならねば成らない。この事は、地盤調査（ボーリング調査）が入札条件に含まれていないという事を表している。

地盤調査（ボーリング調査）費用だけを除いて再入札に及んだのは、設計料が 3.5%で決められているという事を改めて証明していることになる。

成果品は受理されているが、当社は地盤調査報告書（ボーリング調査）を提出していない。

提出していない地盤調査報告書が西沢構造計算事務所の計算根拠として扱われ、かつ、建築基準法による建築確認申請書にも添付されているとしたら、それは、使用窃盗という犯罪になります。また、章設計に帰属する地盤調査報告書であるため、章設計が請求する損害額及び別途要求するとした請求に対し、その金額が担保されない限り、損害賠償の請求に当たる場合もあります。

４）特別養護老人ホーム飯田荘実施設計業務における不正行為

藤本建築設計事務所所長藤本勝は橋北まちづくり委員会の副会長の立場を利用して、橋北まちづくり委員会の会長と橋北の代表議員を伴い、健康福祉部の寺澤保義健康福祉部長と原章長寿支援課長に、特別養護老人ホーム飯田荘の設計業務が受注できるよう口利きを行った。

原章長寿支援課長は三人を伴い地域計画課に行き、藤本建築設計事務所を指名に入れる様指示をした。

地域計画課は、長く長野県建築設計事務所協会飯伊支部に加盟している設計事務所のみを指名入札において指名をしてきている。

同協会飯伊支部との取り決めは、設計料 3.5%・監理は地域計画課で行うとした条件である。

15 年前、長野県が一般競争入札制度に改めたのをきっかけに、事務所協会との取り決めは不味いと言うことで、飯伊建築設計監理協会という団体が新たに

組織されている。
地域計画課もそれに併せ、その団体に参加している設計事務所を指名する事に切り替えてこられた。
飯田市庁舎の改築に当たり、当時の倉田地域計画課課長はその設計事務所のランク付けを行い、業務発注を 1 千万円以上と 1 千万円以下の従来の分類を整備し直し、それを内規とされた。
これらを条件として市庁舎の設計事務所選定を行っている。
1 千万円以上の条件は、1 級建築士が 2 名以上居る設計事務所、1 級建築士が 1 名・2 級建築士が 2 名以上居るところとし、1 千万円以下は、1 級建築士が 1 名の設計事務所とされた。
市庁舎の設計に限り、1 級が一人の所も企業体で参加出来るとされたが、それは飯伊建築設計監理協会に参加している設計事務所のみであった。

飯田荘の設計に関して、藤本建築設計事務所は 1 級が 1 名、2 級が 1 名であったため、1 級 1 名 1 点、2 級 1 名 0.5 点の点数制度とし、1.5 点以上の設計事務所を指名できるよう内規を変更して藤本建築設計事務所を指名に入れることとされた。
上郷公民館の設計料予算は 28,720,000 円であったため、25,000,000 円を境にして一元的な規約を作り上げている。だとすれば、再入札において環境プランニングや藤本建築設計事務所が指名されないとする理由は何も無いことである。

飯伊建築設計監理協会は、談合団体であります。設計料が 3.5%、監理を地域計画課で行うとした条件を基に話し合いが行われている。
特別養護老人ホーム飯田荘の事業費は公開されており、設計料は 1 千万円を超えるものと判断出来るため、1 千万円以上の設計事務所しか指名されないとして話し合いを持ったが、特別養護老人ホーム飯田荘の設計業務は、1.5 点以上の設計業者と見直され、その内規によって藤本建築設計事務所が指名されており、藤本建築設計事務所が飯田荘の設計が欲しいと手を挙げた。
特別養護老人ホーム飯田荘の設計は、順番で鈴木建築設計事務所となっていたため、藤本建築設計事務所はその下請けで設計すると決められた。

以上は、いくつかの設計事務所従業員の証言を元にしている。

章設計が指名された理由は以下の通りで有る。
章設計の社長であった熊谷泰人が平成 25 年市会議員になったのを境として、

飯田市への指名願いの提出を止めた。それは、熊谷議員が長く続いている地域計画課の不正を修正しようとする考えからであるが、その考えに協力してくれたのが木下悦夫建設部長であったと聞いている。
木下悦夫建設部長は、平成２７年度に財政課に出向き、地域計画課の内規の中で、指名願いが出されている設計事務所を指名する様に指示したと聞いている。
章設計は平成28年度に指名願いを提出している。
章設計は、１級１名、２級１名、なので、1.5点以上の指名枠に入る。
　章設計が8,850,000円で落札した理由
当社はそれまでの内規（１級１名は１千万円以下）において、１千万円以内と判断した。8,850,000 円の見積書を添付して応札した結果、落札出来ました。
入札時に、財政課の入札立会人から「間違いありませんか」と金額の確認をされているが、金額に間違いありませんと答え、落札者として決定された。

　地域計画課の不正行為と犯罪と思われる件については、資料１と資料２と資料３を添付します。

５）竣工した特別養護老人ホーム飯田荘における、綿半ホールディングスの設計指定と、章設計が行った基本設計図書の盗用について
・綿半ホールディングスの設計指定について
牧野飯田市長への陳情書において、地域計画課は綿半ホールディングスの扱う商品を指定していると指摘しているが、それらの内、屋根工事と外壁断熱工事において指定が実行され施工されています。
　屋根工事
綿半ホールディングスが扱うメーカー、元旦ビューティ工業株式会社の製品
　外壁外断熱工法
綿半ホールディングス（綿半鋼機）の製品

　飯田市庁舎を始め、飯田市の公共建築物の殆どは、これらの商品で施工されています。
上郷公民館でも同じように施工されており、設計者の(株)エフエムディー設計が、「地域計画課の指定であるからどうしようもない」と答えております。

・章設計が行った基本設計の盗用（証拠８）（証拠９）（資料４）
〈敷地高低差が解消されている点〉
西側エントランス周辺から東側道路路面までの敷地高低差 1,500 の解消を提

言していますが、地域計画課からの返答は、「現状の地形を生かし大きな造成をかけない。現状の敷地勾配を活かせ」「1,500 の段差にあるスロープは基準に基づいている」と、返答されましたが、完成した施設周辺は平滑に造成されており、当社の提案を採用しています。

〈北側のブロック擁壁がコンクリート擁壁に変更されている点〉

北側にある高さ 2,800 のブロック擁壁から計画建物まで 2m しか無いため、鉄骨構造にした場合、全てのブロック擁壁を撤去しなければ工事が出来ないと提言していますが、「地盤調査が行われていない段階では判断出来ないので早急に地盤調査をせよ」と発言されましたが、地盤調査を行う資料としての基盤測量データの提供はされていない。

ブロック擁壁を撤去し、コンクリート擁壁を設置して敷地を広くする事を提案したが、「現状において配置せよ」と返答されている。

完成施設は（資料４）の写真に有るとおり、コンクリート擁壁が施工されている。

〈電気室の設置位置〉

電気室は、当初西側玄関前とされていた。当社は高低差を活かし、北東角に電気室を設ける提案（証拠　）をしていますが、設置位置については「実施設計において位置を協議して決める」と返答された。

当社がこの位置に電気室を設けるとした理由は、地形により地盤の安定を確保することが出来ないと判断し、最下部となる北東角にＲＣ造の構造物を設けるとした計画からであり、この位置は基本設計時から進めなければ、実施設計において決定出来ない事項であるためです。

外部で確認出来た事は以上 3 点であるが、内部においても当社の提案が採用されているところが幾つか有ります。しかし、設計という特殊な業務に於ける著作権の侵害は確立されていないため、そこに異議申し立てはしない。

〈構造的見地の盗用〉

地域計画課の基本計画案に沿って実施設計を進めると、鉄骨造で建設した場合建物が倒壊するとした試案が西沢構造設計事務所から提言されました。

この提言において、鉄骨造で計画しなくても木造で建設出来る旨提案をしております。

平井監督員と木村係長は、西沢構造設計事務所を呼びつけたうえで、「エキスパンションを設ければ、鉄骨造で出来ると西沢構造設計事務所が言ったから、エキスパンションジョイントを設けてこの平面図通り実施設計をせよ」と指示されています。

西沢構造設計事務所は、その様な説明はしていない。「エキスパンションジョイントで切り離せば構造計算は出来るが、この平面計画で無理矢理鉄骨造とすべきではない」と答えている。
木造で出来る建築物を、「鉄骨造で構造計算が出来るから計画通り進めろ」という指示は受け入れられない為、客観的な見地において基本計画説明書を作成しています。
〈鉄骨造にされた場合の不利益〉
現状敷地において、「北側と東側のブロック擁壁もそのまま」とされた。北側との離れは２ｍであり、その場所は食堂棟として鉄骨造となっている。
鉄骨造として基礎の設計・工事をした場合、２ｍの離れでは偏心基礎となり不安定となる。また、工事においても掘削範囲は２ｍを超えることに成り、ブロック擁壁を撤去しなければならない。
この件に対して、「ブロック塀を撤去せず現状のままで設計せよ」と指示された。
敷地の形状からして、北東側は全て盛り土と判断される。盛り土において、支持地盤の地耐力が確保されることは無いため、最下部のレベルに電気室を設けると提案したのです。
この提案に対して、「実施設計時に協議する」と返答されても対応出来ません。
　木造であれば布基礎構造なので、現状地盤において地耐力は確保出来、現状敷地内に建設することが出来ますが、鉄骨造で基礎構造を検討しますと、独立基礎地中梁構造となります。
その場合、独立基礎の底盤から支持地盤までの改良工事（パイル等）が必要となり、多額な費用が予想されます。
鉄骨造とすることで地盤調査（ボーリング調査）が予算に組み込まれているわけですが、木造建築物として基本設計すれば、地盤調査は軽度な調査で済み、費用も軽減されます。
　これらのことにおいて地域計画課が作成したとされる計画案は、当初より鉄骨造で建設することを目的としており、発生する多額な費用の検討が何も成されておりません。

〈地盤調査報告書の使用窃盗及び、構造計算やり直しによる増額工事の発生について〉
　西沢構造設計事務所は、飯田市から提供されたとして、斉藤工業が行った「平成 28 年度特別養護老人ホーム飯田荘新築工事に伴う地盤調査報告書」に基づいて構造計算を行ったと話されている。
この報告書は、章設計が斉藤工業に依頼して章設計に提出された報告書であり、

地域計画課長に提出した成果品には添付していない。
斉藤工業は章設計に地盤調査の報告書費用を請求しているため、飯田市から地盤調査費用が支払われていたにしても、その請求が消滅することは無い。
特別養護老人ホーム飯田荘新築工事に伴う地盤調査報告書は、章設計に帰属する物で有る。
この件に関して、調査と事実確認をお願いします。

西沢構造設計事務所が特別養護老人ホーム飯田荘構造計算やり直しを行っている。そのやり直し計算において増額工事が発生していた。
西沢構造設計事務所に飯田市から提供された地盤調査報告書においては、ボーリング調査は二箇所の調査報告がされていた。
当社は敷地形状の状況から、鉄骨構造建物が二棟有るため、4 箇所の調査が必要と提案したが、地域計画課は受け付けなかった。(証拠 22)
勝間田建設が工事を進めるに当たり、支持地盤までの地盤改良工事を行った結果、その位置においての地耐力確保が出来なかった。その為、構造計算をやり直す羽目になり、増額工事が発生している。
この件は、当社も当初からボーリング調査箇所は 4 箇所必要と提言しているが、地域計画課は不要として判断されている。
この増額工事は避けられた工事で有ると考えられる。地域計画課はこの件を市長に報告しているのか、また、社会文教委員会はこの増額工事をどのような見解において承認したのか明らかにすべきであると考える。

３．１年経過後に請求する理由

特別養護老人ホーム飯田荘の竣工後による実施内容の確認及び、証拠作成の為。

４．措置の請求

業務委託料　金 9,558,000 円と、支払日までの金利年５％に充金額の支払いを牧野光朗飯田市長に請求する。

牧野光朗飯田市長、佐藤健副市長、寺澤保義健康福祉部長、原章長寿支援課長、木下理子地域計画課建築係係長、平井隆志地域計画課建築係技師に対して事実の確認をされ、飯田市議会による調査委員会、及び、百条委員会の設置をお願いするとともに、厳正なる処罰を請求します。

５．請求者

長野県飯田市白山町３丁目東２－１４

株式会社　章設計

代表取締役　板倉正明

取締役所長　熊谷章文

地方自治法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成３０年１２月２０日

飯田市監査委員様